確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：SBIベネフィット・システムズ株式会社

ありがとうファンド（愛称：ファンドの宝石箱）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

A.基本方針

当ファンドは、投資家の方々の長期的な資産形成のお手伝いをさせていただくことを目的とし、複数のファンドに分散投資することを基本とします。

B.投資態度

運用にあたっては、景気変動のサイクルに沿った、アセットアロケーションの切り替えを大前提とします。厳しい基準に基づいて選択されたファンドを活用し、景気サイクルのダイナミズムを先取りする形で、資産配分を行っていきます。運用成果については、特定のベンチマークを設けることはしません。短期的な市場変動に惑わされることなく、長期的な資産の成長を目指して運用を行います。

C.運用の特色

1. 長期投資　～長期でじっくり投資～

長期的な資産の成長を目指し運用を行います。

2. 国際分散投資　～幅広い世界への分散投資～

国際分散投資ファンドとして今後成長が見込まれる国・地域の成長性を享受すること、同時に幅広く世界へ分散投資することによる分散効果も目指して、アセットアロケーションを決定もしくは見直しします。

3. 厳選投資　～選び抜かれたファンド～

ファンド・オブ・ファンズの対象ファンド選択に当たっては、定量的、定性的に検証し、継続的な運用体制、一貫性のある運用プロセスを重要な判断基準として、長期的に資産形成をするにふさわしいファンドを厳選します。

2. 主要投資対象

主として国内外の株式等を投資対象とする投資信託証券を投資対象とします。

3. 主な投資制限

・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への投資には制限を設けません。
・株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

ありません。

5. 信託設定日

2004年9月1日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(1)この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
(2)やむを得ない事情が発生したとき

8. 決算日

毎年8月31日（ただし休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.99％（税抜0.90％）以内

設定元本部分が増加した際の信託報酬の総額、信託報酬にかかる委託会社、受託会社及び販売会社の間の配分は次の通りとなります（税抜）。

費用				
純資産総額に応じて	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	年率0.900%	年率0.600%	年率0.200%	年率0.100%
100億円超 200億円以下の部分	年率0.850%	年率0.590%	年率0.185%	年率0.075%
200億円超 300億円以下の部分	年率0.800%	年率0.580%	年率0.170%	年率0.050%
300億円超 500億円以下の部分	年率0.750%	年率0.560%	年率0.150%	年率0.040%
500億円超の部分	年率0.700%	年率0.540%	年率0.130%	年率0.030%

実質的な信託報酬は信託財産の純資産総額に対して
概算で年1.3％±0.15％です。
当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が 実質的に負担する信託報酬を算出しております。

10. 信託報酬以外のコスト

信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用、税金、ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、及び売買委託手数料に対する消費税相当額等の費用は、信託財産が負担します。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入申込受付日の翌々営業日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご解約申込受付日の翌々営業日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「ありがとうファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関：SBIベネフィット・システムズ株式会社

ありがとうファンド（愛称：ファンドの宝石箱）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

16. 収益分配

・毎決算時（毎年8月31日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。
・委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します（分配を行わないこともあります。）。
・当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税及び地方税を控除した後、再投資されます。

17. お申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日、ルクセンブルグの銀行休業日、ロンドンの証 券取引所及び銀行休業日、アイルランドの銀行休業日にあたる場合は申込みの受付を行いません。
金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みを制限すること、及び当該取得申込みの受付けを中止すること、ならびに既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
また、当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数
注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ありがとう投信株式会社
（信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。）

23. 受託会社

野村信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、株式などに投資する投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は、株式の価格変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家の皆様の投資元金が保証されているものではありません。

投資対象とする投資信託の主なリスクは以下の通りです。
a.価格変動リスク
一般に株式の価格は、国内及び国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。また、公社債は、金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。一般に金利低下時には債券価格が上昇し、逆に金利上昇時には債券価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件等によりばらつきがあります。

b.流動性リスク
市場規模や取引量が少ない場合、組み入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

c.ビジネスリスク
一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合やそれらに関する当該企業に対する外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落し、損失を被るリスクがあります。

d.為替変動リスク及びカントリーリスク
外貨建て資産を保有する場合は、当該通貨と、円との為替変動の影響を受け損失を生ずる事があり得ます。また、当該国・地域の政治・経済及び社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生ずるリスクがあります。

e.ファンド資産の流失によるリスク
多額の解約が一時にあった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないこともありますが、その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により損失を被るリスクがあります。

＊ファンドが投資対象とする投資信託は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「ありがとうファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。